

ご利用の皆様へ

高齢者区分適用年齢変更のご案内

浜松市都市公園条例に基づきまして 2026 年 4 月より、施設利用料金における高齢者区分の年齢を 70 歳以上に変更させていただきます。

ご利用の皆様にはご理解、ご了承いただきますようお願い致します。

記

施設利用料金 高齢者区分適用年齢

2026 年 3 月 31 日まで … 65 歳以上
2026 年 4 月 1 日から … 70 歳以上

【 高齢者(65 歳以上) 回数券 】の取扱いについて

- ・ 2026 年 3 月 31 日を以って販売終了致します。
券売機にてチケット購入後は、必ず 3 月 31 日の営業終了までにフロントにお持ちいただき回数券をお受け取りください。
4 月 1 日以降は回数券発行ができないため、未使用チケットであっても無効となり、回数券をお渡しできません。
- ・ 3 月 31 日までにお受け取りいただいた回数券は、4 月 1 日以降も有効期限内（購入日から 6 か月間）であれば残回数分はご使用いただけます。
- ・ 有効期限や残回数等にかかわらず払い戻しは致しません。
- ・ 休館、利用休止等の場合でも有効期限の延長は致しません。
※ 8 月 1 日～10 月 31 日の期間はアジア大会開催に伴い、一般利用休止となりますのでご注意ください。